対象経費と関係書類(令和7年度版)

※活用される経費については、必ずご確認いただき、必要書類・注意事項を把握した上で事業に取り組むようにしてください。

経費科目	内容	実績報告時に必要な書類	注意事項
1事業委託費	販売促進活動の企画	・見積書、納品書(完了報告書等)、請求書	・団体の構成員やその経営先等への発注は補助対象外です。
	等を委託する場合の	・委託契約書や仕様書等の写し	
	経費	(企画書や積算根拠を含む)	
		・銀行振込(明細)受領書または領収書	
		・委託実績(実績が確認できるもの)	
2 広報費	新聞やラジオ等を利	見積書、納品書(放送確認書等)、請求書	・実施団体名で広報してください。
	用した販売促進活動	・銀行振込(明細)受領書または領収書	・試作の段階で、当所に一度提出してください。
	に要する経費	・掲載新聞の写し、ラジオ・CMの放送内容が分	(過去に健康増進法上、問題のある記載などがあったため)
		かるもの (放送原稿や動画など)	
3旅費	販売促進活動のため	・団体の旅費規程	・イベント先では、旅行者全員を必ず撮影してください。
	の交通費(電車賃や	・旅行命令・ <mark>復命書</mark>	・所属している市町村の旅費規定に準拠している場合は、その
	ガソリン代、高速道	・行程表	準拠先の規定も提出してください。
	路使用料金等)や宿	・活動写真	・旅費が精算払いである場合や、命令時に仮払いとしている場
	泊費等の経費		<u>合は</u> 、確実に申請した金額が旅行者へ支払われているか確認で
			きる書類が必要となるため、 <mark>復命書の提出が必須</mark> となりますの
			で、注意してください。
	宿泊費	・予約したことが分かるもの(予約メール等)	・旅費規定がなく、実費による請求を考えている場合は、左記
		・領収書	の書類は提出必須です。 ただし、旅費規定に定めがある団体に
			ついても、念のため保管をお願いします。
	電車賃	・電車賃等の領収書	・直接的に、本事業に必要不可欠な利用以外は、補助対象外と
		・路線情報(yahoo!等のサイトの写し)	なります。(会場から宿泊先等)
			・新幹線などの切符は必ずコピーしておくか、写真等に収める
			ようしてください。

経費科目	内容	実績報告時に必要な書類	注意事項
	ガソリン代	・出発前の給油領収書(満タン証明)と帰着後の	・本事業のために給油した分のみが対象となります。したがっ
		給油領収書	て、 <u>出発日または前日に満タン給油をして、帰着後、速やかに</u>
			<u>再度満タン給油してください。</u>
	高速道路使用料	・請求明細書、領収書(通帳の写しを含む)	・ <u>現金または ETC 使用時の料金を比較し、より安価な方法での</u>
		・インターネット出力帳票等(還元などがないこ	支払いをお願いします。なお、ETC 使用時、ポイントが付与さ
		とが証明できるもの)	れる場合があるため、インターネット出力帳票等の提出をお願
			いします。ポイント相当額分は、補助対象外となります。
	駐車料	・領収書	
			・商品の販売原価に含まれない、他の商品との差別化を図るな
			ど販売促進のために貼るラベルやシールが補助対象となりま
			<u>す。</u>
		· 見積書、納品書、請求書	・納品時の写真は、検品したことを証明するものです。 <u>必ず、</u>
		・納品時の写真	納品書の内容と相違ないことが分かるよう撮影してください。
	チラシやのぼり等の	(状態や数量が分かるよう撮影)	・事業実施期間内で使用する分のみ印刷してください。 実施期
4 資材作成費	作成に要する経費	・イベント等での使用や配布状況が分かる写真	間外または次年度などで使用を考えている枚数分については、
	TF/从IC女) 3 I庄真	・銀行振込(明細)受領書または領収書	補助対象外となります。また、 実施期間内に配布しきれなかっ
		・作成した資材の内容が確認できるもの(データ	た分については、補助対象外となります。
		や写真等)	・試作の段階で、当所に一度提出してください。
			(過去に健康増進法上、問題のある記載などがあったため)
			・作成する際、必ず余白に『令和6年度「ふくしまプライド。」
			<u>県産農林水産物販売力強化支援事業』と記載してください。</u>
5デザイン費	販売促進用のキャラ	· 見積書、納品書、請求書	・試作の段階で、当所に一度提出してください。
	クターデザインや、	・銀行振込(明細)受領書または領収書	
	ポスターのデザイン	・作成したデザインが確認できるもの	
	等に要する経費	(成果品やその写し、写真等)	

経費科目	内容	実績報告時に必要な書類	注意事項
6 試作費	パッケージング向上 のための試作品作成 やパッケージング版 代等に要する経費	・見積書、納品書、請求書 ・銀行振込(明細)受領書または領収書 ・試作作成したものの内容や数量が確認できるも の(データ、写真等)	・新商品開発に係る試作費は補助対象外です。本事業は、販売力強化を目的としているため、販売するもの自体の加工・開発等は対象にはなりません。 ・試作に使用したものが補助対象となります。関係者への配布等は補助対象外です。
7 ウェブサイ ト作成・維持費	団体が管理するウェ ブサイトの作成や維 持に要する経費	・見積書、納品書(完了報告書等)、請求書 ・委託契約書や仕様書等の写し(積算根拠含む) ・銀行振込(明細)受領書または領収書 ・作成・運営ページを印刷したもの ・作成したウェブサイトの効果を示すもの(実績)	・個人が管理するウェブサイトの作成や改良は、補助対象外です。 す。 ・事業実施期間内に公開されないものは補助対象外です。 ・作成するためには、実施期間内に作成したことで、どのよう な効果が得られたのか示す目標を必ず設定してください。
8調査費	県産農林水産物等を PRするための消費 者への意識調査、試 食に対するアンケー トなどに要する経費 (委託料、調査員の 人件費、調査に伴う 消耗品の購入経費)	 ○委託料、消耗品等の購入の場合 ・見積書、納品書(完了報告書)、請求書 ・委託契約書や仕様書等の写し (企画書や積算根拠を含む) ・銀行振込(明細)受領書または領収書 ○人件費の場合 ・契約書 ・単価設定の根拠 ・出勤簿、タイムカード ・銀行振込(明細)受領書または領収書 ○共通事項 ・調査を実施した結果や様子が分かるもの(アンケート結果や活動写真等) 	・すでに公表されている国及び県の調査と明らかに重複するものは対象外となりますので、調査を企画する段階で十分に下調べをお願いします。 ・アンケートは、調査前に一度提出してください。
9イベント運営経費	出展料等の販売促進 活動を運営するため	・出展料を確認できるもの ・使用した備品や出展時の写真	・使用した備品は、すべて写真に収めてください。

経費科目	内容	実績報告時に必要な書類	注意事項
	に要する経費	・売上が分かるもの	
		(出展料が売上の○○%となっている場合)	
		・イベント運営側からの請求書	
		・銀行振込(明細)受領書または領収書	
10 謝金	販売促進活動でマネ	・見積、請求書	・実施団体の構成員やその経営先等の社員への謝金は補助対象
	キン等に支払う経費	・契約書	外です。
		・単価設定の根拠	
		・出勤簿、タイムカード	
		・活動写真等	
		・銀行振込(明細)受領書または領収書	
11通信運搬費	販売促進活動のため	・ダイレクトメールの宛先一覧	・販売向けの商品に係る配送料は、通常、販売原価に含まれて
	の配送料やダイレク	・請求書(掛払い、後払い等の場合)	おり、そこから回収するべきものであるため、スーパー、百貨
	トメール等に要する	・銀行振込(明細)受領書または領収書	店、アマゾン等オンラインストアなど小売を生業とする事業者
	経費	・配送料等の内容が確認できるもの	及び消費者への配送料は補助対象外です。 ただし、単発的に実
		(配送伝票、明細書、一覧表等)	施されるイベント等における、販売を目的としない商品サンプ
		・配送時の写真	ル等の配送料については補助対象となります。
			・完了日以降の支払いは補助対象外となるので、着払いの場合
			は、注意してください。_
			・ <u>配送時の写真を撮影してください。</u> 撮影時は、配送するダン
			ボールの数量や中身が分かるようお願いします。
12 保険料	旅行者(参加者)の	・見積書、請求書	
	保険加入に要する経	• 保険契約書	
	費	・保険加入者氏名、保険内容が確認できるもの	
		・銀行振込(明細)受領書または領収書	
13 施設借料	販売促進活動のため	・積算根拠(施設の料金表)	

経費科目	内容	実績報告時に必要な書類	注意事項
	の会場や電気設備等	・施設等使用申込書	
	賃借に要する経費	・施設からの請求書	
		・銀行振込 (明細) 受領書または領収書	
		・利用したことが分かる写真	
14試食等サン	販売促進活動のため	・見積書、納品書、請求書	・納品時の写真は、検品したことを証明するものです。 <u>必ず、</u>
プル経費	の試食用食材や箸、	(市販品の店頭購入においては不要、レシートは	納品書の内容と相違ないことが分かるよう撮影してください。
	皿等の購入に要する	必要)	(納品されたものがすべて写るよう撮影してください。)
	経費	・納品時の写真(サンプル品配布や試飲等の場合)	・ 活動で使用する分のみ購入してください。 購入した数量が、
		・活動写真(サンプル品配布や試飲食等をしてい	活動内容から鑑みて多すぎると判断できる場合、余分な購入分
		ることが分かる写真)	については補助対象外となります。
		・銀行振込(明細)受領書または領収書	・県産農林水産物等(県産農林水産物を使用した加工品を含む)
			でないものは補助対象外となります。(調理する場合、食材はす
			べて県産とすること)
			・購入時に付与されたポイントについては、ポイント相当額分
			が補助対象外となります。
			・量販店で買い物した際、レジ袋を購入されている方がとても
			多いです。この場合のレジ袋は補助対象外となりますので、注
			意してください。
15 車両借上料	販売促進活動のため	• 見積書	・より安価な発注先を選定するため、金額に関わらず複数者よ
	にレンタカー等を使	・貸渡料金精算明細書等の写し	り見積書を徴収してください。
	用した場合に要する	・銀行振込(明細)受領書または領収書	・レンタル代に付与されたポイントについては、ポイント相当
	経費		額分が補助対象外となります。
			・自家用自動車の貸し出しについては、国土交通省の許可を受
			けていなければ事業として有償での貸し渡しすることはできま
			せん。

経費科目	内容	実績報告時に必要な書類	注意事項
16 消耗品費	販売促進活動のため	・見積書、納品書、請求書	・汎用性が高い物品は補助対象外となります。 汎用性が高いと
	の消耗品購入に要す	(市販品の店頭購入においては不要、レシートは	は、本事業活動以外でも使用できる可能性が認められるものを
	る経費	必要)	指します。試食品を調理するために購入した鍋や包丁、まな板、
		・銀行振込 (明細) 受領書または領収書	I H調理器等が該当しますので、注意してください。 <u>判断に迷</u>
			った場合は、購入前に必ず当所に相談してください。
			・ <u>活動で使用する分のみ購入してください。</u> 購入した数量が、
			活動内容から鑑みて多すぎると判断できる場合、余分な購入分
			については補助対象外となります。
			・購入時に付与されたポイントについては、ポイント相当額分
			が補助対象外となります。
			・量販店で買い物した際、レジ袋を購入されている方がとても
			多いです。この場合のレジ袋は補助対象外となりますので、注
			意してください。
17 その他	1~16 に該当しない	・見積、納品、請求書	・どの経費となるのか、補助対象となるのか等、判断に迷った場
	経費	・納品時の写真	合は、申請前に相談してください。
	(振込手数料やクリ	・当日使用している写真	
	ーニング代など)	・銀行振込(明細)受領書または領収書 など	

※請求書による支払い以外は、<u>必ず事前に団体の長から支出に対する命令を受けた上での支払いとするか、事前に命令を受けることができない場合は、</u>構成員の立替により支払うこととし、後日、団体の長に請求するようしてください。

また、必ず本事業に関する支出は、通帳に記帳してください。団体によっては、資金を現金管理している場合もございますが、 ご協力をお願いします。 口座より一括で資金を引き出し、使用する場合は、活動後に残額を全て通帳に戻していただき、使用額に ついては、現金出納簿により整理してください。